

## 社会福祉法人京都府社会福祉事業団 役員等報酬規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人京都府社会福祉事業団（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について必要な事項を定める。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（所定週平均2日以上勤務を行う理事をいう。）については、報酬及び賞与を支給することとし、退職手当は支給しない。
- (2) 非常勤役員等（常勤役員等以外の役員等をいう。）については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

### (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
  - (2) 賞与については、別表2に定める額
- 2 前項のほか、常勤役員等には、勤務実態に応じて法人給与規程第22条に定める通勤手当相当額を支給する。

### (非常勤役員等の理事会及び評議員会の出席報酬)

第4条 非常勤役員等が理事会又は評議員会に出席したときは、日額13,900円の報酬を支払う。なお、同日に併せて理事会又は評議員会への出席若しくは法人の業務を行った場合であっても、当該出席又は業務に係る報酬は支払わない。

### (理事及び評議員の勤務報酬)

第5条 非常勤の理事が理事会及び評議員会以外の日において、法人の業務を行った場合は、日額13,900円の報酬を支払う。

2 評議員が評議員会以外の日において、法人の業務を行った場合は、日額13,900円の報酬を支払う。

### (監事の勤務報酬)

第6条 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営状況の指導又は監査の業務を行った場合は、日額13,900円の報酬を支払う。

### (旅費)

第7条 役員等が、職務を行うために旅行をするときは、法人旅費規程に定めるところにより旅費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料）を支給する。

(兼務理事)

第8条 法人の施設の職員を兼務する非常勤の理事については、法人給与規程に定める給与を支給することとし、この規程による報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第9条 常勤役員等に対する報酬等の支給方法は、法人給与規程の例による。

2 非常勤役員等に対する報酬は、業務の都度、支給する。

(旅費の支給方法)

第10条 常勤役員等及び法人の施設の常勤職員を兼務する非常勤の理事の旅費については、法人職員の例により支給する。

2 前項以外の役員等の旅費については、業務の都度、支給する。

(公表)

第11条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 (常勤役員等の報酬)

区分	報酬	備考
理事長報酬 (月額)	169,000円	所定週2日勤務
常務理事報酬 (月額)	414,500円	所定週5日勤務

別表2 (常勤役員等の賞与)

6月の賞与	理事長賞与	185,278円×1.05か月分
	常務理事賞与	433,942円×1.05か月分
12月の賞与	理事長賞与	185,278円×1.20か月分
	常務理事賞与	433,942円×1.20か月分